

札幌市監査委員	谷本雄司
同	窪田もとむ
同	こんどう和雄
同	谷沢俊一

行政監査等の結果に関する報告の提出について

地方自治法第199条第2項及び第7項に規定する監査を、下記の部局等を対象として行ったので、同条第9項の規定により、その監査の結果に関する報告を別紙のとおり提出します。

記

監査の対象

- 1 行政監査
教育委員会 生涯学習部
- 2 出資団体監査及び公の施設指定管理者監査
財団法人 札幌市生涯学習振興財団

平成24年度 行政監査等報告書（並行監査）

並行監査のテーマ

- 1 財団法人札幌市生涯学習振興財団に対する教育委員会生涯学習部の指導、調整等に関する事務
- 2 財団法人札幌市生涯学習振興財団の事業に係る出納その他の事務（公の施設の管理に係る出納その他の事務を含む。）

監査の種別

- 1 教育委員会生涯学習部に係る部分 地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定による監査（財団法人札幌市生涯学習振興財団に係る同条第8項の規定による調査等を含む。）
- 2 財団法人札幌市生涯学習振興財団に係る部分 地方自治法第199条第7項の規定による監査

並行監査の目的

この監査は、出資団体に対する札幌市の指導、調整事務が当該団体の設立目的等に即して適切に行われているかを検証するとともに、その課題等を明らかにすることによって、札幌市における出資団体に関する施策の展開に資するとともに、出資団体における適正な事業の執行を促すことを目的とするものである。

なお、今回対象とした財団法人札幌市生涯学習振興財団では、その事業のほとんどを公の施設の指定管理業務が占めていることから、当該法人に対する指定管理者制度の運用等が適切に行われているかにも着目して実施した。

第1 教育委員会生涯学習部に対する行政監査

監査の範囲 財団法人札幌市生涯学習振興財団（以下「本件法人」という。）の主として平成23年度（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）事業に対する指導、調整等に関する事務とし、必要に応じて、これに近接する年度に係る当該事務についても含めることとした。

監査対象部 本件法人に係る所管部である教育委員会生涯学習部（以下「所管部」という。）

監査の方法 書類調査並びに関係職員及び関係人（本件法人）からの事情聴取を実施した。

監査の期間 平成24年9月5日から同年12月17日まで

監査の結果

1 本件法人の概要及び沿革

本件法人は、札幌市の地域における生涯学習の普及振興に資する事業を行うとともに、札幌市が設置する生涯学習関連施設の管理運営を行い、もって本道における生涯学習の推進に寄与することを目的としており、現在、札幌市の公の施設である札幌市青少年科学館及び札幌市天文台（以下「青少年科学館」という。）並びに札幌市生涯学習センター及び札幌市教育センター開放施設（以下「生涯学習センター」という。）の指定管理業務（当該施設において実施する生涯学習推進に係る事業等を含む。）を行うとともに、札幌市の委託を受けて札幌市視聴覚センター（以下「視聴覚センター」という。）の管理運営業務を行っている。

本件法人は、平成11年4月に札幌市の出資により設立され、その際に青少年科学館及び札幌市教育文化会館内に設置の視聴覚センターの管理運営業務を受託、平成12年4月からは、これらに加えて生涯学習センター（オープンは同年8月）の管理運営業務を受託した。

その後、平成14年4月には、視聴覚センターの業務実施場所を生涯学習センターと同じ「札幌市生涯学習総合センター」に移転、平成18年4月からは、青少年科学館及び生涯学習センターの指定管理者制度移行に伴い本件法人が指定管理者に選定（公募）された。平成22年4月からも本件法人が再度指定管理者に選定（非公募）され現在に至っている。

2 本件法人の事業内容及び運営状況

(1) 事業内容

本件法人における青少年科学館、生涯学習センター及び視聴覚センター

の主な事業内容は次のとおりである。

ア 青少年科学館（指定管理・所管：教育委員会生涯学習部）

青少年科学館及び天文台における施設・設備の維持管理、展示施設及びプラネタリウムの観覧並びに天文台公開に係る業務を行うほか、年数回の特別展、各種の科学（天文）教室等を企画・実施している。また、収益事業として、科学関連商品の売店運営（直営）及び自動販売機の設置を行っている。

イ 生涯学習センター（指定管理・所管：教育委員会生涯学習部）

生涯学習センター及び教育センター開放施設※における施設・設備の維持管理、研修室等の貸出、市民向け各種講座（さっぽろ市民カレッジ）の企画・実施、市民向け視聴覚教材の利用に係る業務を行うほか、生涯学習の普及啓発及び文化振興を目的とした各種の公演・イベントを企画・開催している。また、収益事業として、レストラン運営（外部委託）及び自動販売機の設置を行っている。

※ 教育センター開放施設：教育職員向け研修室等を平日夜間及び休日のみ一般市民の利用に供している。

ウ 視聴覚センター（受託業務・所管：教育委員会学校教育部）

学校や社会教育関係機関などを対象とした視聴覚教材（機材）の貸出・搬送業務のほか、新たな学習用視聴覚教材の企画・制作に係る業務を行っている。

(2) 法人運営状況

ア 収支状況

本件法人の直近5年間の収支状況の推移は、【表1】のとおりである。

平成23年度の事業活動収支は、事業活動収入が9億538万円、事業活動支出が9億2,336万円で、事業活動収支差額は1,797万円のマイナスとなっている。

平成19年度から平成23年度までの本件法人の収支状況の推移について、事業活動収支からみると、各年度とも事業活動収入、事業活動支出は9億円台となっている。そのなかで、事業活動収入については減少傾向にあり、事業活動支出についても減少傾向にあったが、平成22年度からは増加に転じている。これに伴って事業活動収支差額は平成22年度以降マイナスとなった。

事業活動収入の内訳についてみると、指定管理協定書に基づき札幌市から支払われる指定管理費収入が72～73%、指定管理施設に係る利用料収入（生涯学習センター貸室料・青少年科学館観覧料など）が約15～16%と、これらで収入全体の88～89%を占めており、事業収入総額から指定管理費収入を差し引いた約10%は講座の受講料やイベント等における参加料、入場料などである。なお、補助金収入のうち、平成19年度及び平成20年度は札幌市からの自主事業費補助金であるが、これは平成21年度以降廃止されており、平成23年度は重度障がい者雇用

に係る国からの助成金である。

平成22年度以降の事業活動支出の増加については、「札幌市出資団体改革新方針」に基づく内部留保資金等活用計画による札幌市出資金の一部返納に相当する支出（札幌市の全額出資であった基本財産5,000万円の50%相当の2,500万円：平成22年度管理費支出-寄附金支出）、市民への利益還元を目的とする指定管理施設の設備・機器やホームページなど事業用ソフトウェアの改修・更新・導入、青少年科学館展示物の制作（事業費支出-寄附金支出※）のほか、追加的な市民向け事業等の実施（事業費支出-各支出）によるところが大きい。（詳細は後述5）

※ 設備・機器・ソフトウェアの導入等に係る支出は、事業活動支出のほか、投資活動支出-固定資産取得支出、財務活動支出-リース債務支出にも含まれる。

平成22年度以降の事業活動収支差額がマイナスとなっているのは、内部留保資金等の活用計画による支出の増加に対して、若干の事業収入（参加費など）がある場合を除き、当該支出に対応する特定の収入はなく、財源として内部留保資金等を充てることになるためである。

【表1】収支計算書（平成19年度～平成23年度）

科 目	19年度		20年度		21年度		22年度		23年度	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
【事業活動収支の部】										
<事業活動収入>										
基本財産運用収入	963	0.1	963	0.1	1,183	0.1	518	0.1	518	0.1
利用料収入	153,211	16.0	151,084	16.1	140,925	15.1	149,434	16.3	146,809	16.2
事業収入(注1)	799,556	83.4	782,653	83.3	788,289	84.7	764,083	83.5	755,205	83.4
指定管理事業収入	—	—	—	—	—	—	701,334	76.7	703,297	77.7
うち指定管理費収入	693,149	72.3	682,717	72.7	681,914	73.2	664,361	72.6	667,196	73.7
自主事業収入	—	—	—	—	—	—	29,163	3.2	24,310	2.7
受託事業収入	—	—	—	—	—	—	33,584	3.7	27,596	3.0
補助金収入	4,338	0.5	2,169	0.2	0	0.0	0	0.0	1,800	0.2
雑収入	637	0.1	2,678	0.3	581	0.1	810	0.1	1,055	0.1
<事業活動収入計>	958,706	—	939,548	—	930,980	—	914,847	—	905,389	—
<事業活動支出>										
事業費支出(注1)	872,706	94.1	857,988	94.2	854,013	93.8	836,248	91.4	871,879	94.4
指定管理事業費支出	—	—	—	—	—	—	775,009	84.7	779,336	84.4
自主事業費支出	—	—	—	—	—	—	28,315	3.1	66,800	7.2
受託事業費支出	—	—	—	—	—	—	32,924	3.6	25,742	2.8
管理費支出	54,332	5.9	52,400	5.8	56,208	6.2	78,627	8.6	51,484	5.6
<事業活動支出計>	927,039	—	910,389	—	910,222	—	914,876	—	923,363	—
<事業活動収支差額(a)>	31,667	—	29,159	—	20,758	—	▲ 28	—	▲ 17,974	—
【投資活動収支の部】										
<投資活動収入計>	0	—	0	—	2,862	—	2,862	—	0	—
<投資活動支出計>	9,251	—	5,324	—	324	—	8,874	—	3,376	—
<投資活動収支差額(b)>	▲ 9,251	—	▲ 5,324	—	2,538	—	▲ 6,012	—	▲ 3,376	—
【財務活動収支の部】										
<財務活動収入計>	0	—	0	—	0	—	0	—	0	—
<財務活動支出計>	0	—	0	—	1,213	—	1,820	—	2,262	—
<財務活動収支差額(c)>	0	—	0	—	▲ 1,213	—	▲ 1,820	—	▲ 2,262	—
当期収支差額(a)+(b)+(c)=(d)	22,416	—	23,835	—	22,083	—	▲ 7,860	—	▲ 23,613	—
前期繰越収支差額(e)	67,197	—	89,614	—	113,449	—	135,532	—	127,671	—
次期繰越収支差額(d)+(e)	89,614	—	113,449	—	135,532	—	127,671	—	104,057	—

※ 一般会計及び収益事業会計の合計（内部取引消去）

※ 金額については、千円未満切り捨て、構成比については、小数点以下第2位を四捨五入している。

(注) 平成22年度以降、事業収入及び事業費支出については、指定管理事業・自主事業・受託事業に区分されており、収支計算書上は「事業収入」、「事業費支出」という科目は存在しないが、本表では比較のため、各区分の合計額を「事業収入」「事業費支出」として表示した。

イ 財政状態

本件法人の直近5年間の財政状態の推移は、【表2】のとおりである。

平成23年度末の資産合計額並びに負債及び正味財産合計額は、それぞれ3億4,824万円で、平成22年度末に比べ1,224万円の減少となった。

その内訳をみると、資産では、基本財産が5,000万円、特定資産である経営安定化積立資産が8,498万円となっており、この経営安定化積立

資産は、経済変動等に伴う財源の不足、特定の事業目的に必要な経費、運営上やむを得ない理由により生じた経費に充てることを目的として設けられたものである。また、負債は1億275万円、正味財産は2億4,549万円であり、一般正味財産1億9,549万円のうち8,498万円が経営安定化積立資産に充当されている。

平成19年度から平成23年度までの推移で見ると、固定資産及び固定負債がリース会計の導入や事業用ソフトウェアの改修に伴い増加傾向にあるが、流動資産及び一般正味財産は平成22年度から減少傾向にあり、前述の内部留保資金等活用計画の実施に関連したものと思われる。なお、経営安定化積立資産の金額は平成21年度以降変動していない。

【表2】要約貸借対照表（平成19年度～平成23年度）

科 目	19年度		20年度		21年度		22年度		23年度	
	金額	構成比								
【資産の部】										
流動資産	226,986	61.1	207,558	58.4	241,053	61.6	207,982	57.7	189,163	54.3
固定資産	144,533	38.9	147,621	41.6	150,100	38.4	152,507	42.3	159,085	45.7
うち基本財産	50,000	13.5	50,000	14.1	50,000	12.8	50,000	13.9	50,000	14.4
うち経営安定化積立資産	79,979	21.5	84,979	23.9	84,979	21.7	84,979	23.6	84,979	24.4
<資産合計>	371,519	100.0	355,180	100.0	391,153	100.0	360,490	100.0	348,249	100.0
【負債の部】										
流動負債	133,457	35.9	91,502	25.8	104,774	26.8	81,346	22.6	86,284	24.8
固定負債	7,938	2.1	8,262	2.3	9,970	2.5	12,608	3.5	16,467	4.7
<負債合計>	141,395	38.1	99,764	28.1	114,745	29.3	93,955	26.1	102,751	29.5
【正味財産の部】										
指定正味財産	50,000	13.5	50,000	14.1	50,000	12.8	50,000	13.9	50,000	14.4
(うち基本財産への充当額)	(50,000)		(50,000)		(50,000)		(50,000)		(50,000)	
一般正味財産	180,123	48.5	205,416	57.8	226,407	57.9	216,535	60.1	195,497	56.1
(うち特定資産への充当額)	(87,917)		(84,979)		(84,979)		(84,979)		(84,979)	
<正味財産合計>	230,123	61.9	255,416	71.9	276,407	70.7	266,535	73.9	245,497	70.5
<負債及び正味財産合計>	371,519	100.0	355,180	100.0	391,153	100.0	360,490	100.0	348,249	100.0

※ 金額については、千円未満切り捨て、構成比については、小数点以下第2位を四捨五入している。

3 本件法人による指定管理の状況

本件法人の行う事業は、札幌市からの指定管理外の受託業務である「視聴覚センター管理運営業務」を除き、収益事業も含めて指定管理に関わる事業であり、当該指定管理に関わる事業全般について、直近5年間の収支決算及び主な事業実績を示したものが【表3】である。

なお、この表は、平成22年度以降とそれ以前では、札幌市に提出する指定管理に係る収支決算書の記載方法が異なっていることから、年度比較のため、一定基準に基づき、改めて試算したものである。（実際に札幌市に提出されたものとは若干異なる。）

【表3】による指定管理に係る収支決算では、前出（【表1】）の本件法人収支計算書において平成22年度及び平成23年度の事業活動収支差額がマイナスになっていることとは異なり、両施設とも平成22年度における収支差額がプラスとなっているが、この【表3】では、平成22年度に指定管理者としてではなく、出資団体として行った札幌市出資金の一部返納に相当する2,500万円の寄附金支出を含めていないことによる違いである。

また、平成23年度は、青少年科学館、生涯学習センターともに収支差額が大きなマイナスとなっているが、前述（2(2)ア）の内部留保資金等活用

計画に基づく設備・機器やホームページなど事業用ソフトウェアの改修・更新・導入、青少年科学館展示物の制作、追加的な市民向け事業等の実施に係る支出が平成23年度に特に集中しているためである。(詳細は後述5)

【表3】指定管理に係る収支決算(試算)及び主な事業実績

＜青少年科学館＞		(単位:千円)				
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
収入		452,829	448,489	449,480	446,110	447,213
うち	指定管理費収入	373,100	372,500	371,700	358,861	361,696
	利用料金収入	66,668	63,828	64,531	70,509	72,108
	各種教室参加費収入	1,672	2,092	2,478	2,325	2,321
	その他収入	717	487	538	383	343
	収益事業収入	10,671	9,580	10,232	14,031	10,743
支出		429,013	428,848	427,556	425,959	456,542
うち	事業費支出	396,188	397,842	394,713	390,575	421,461
	管理費支出	27,166	26,200	26,802	25,972	26,152
	収益事業支出	5,658	4,804	6,040	9,410	8,928
収支差額		23,816	19,641	21,923	20,151	▲ 9,329
観覧者数(人)(注1)		351,645	342,258	328,168	358,112	373,619
特別展等実施回数(回)		2	3	3	4	4
特別展等入場者数(人)		112,487	132,635	122,632	126,733	124,117

(注1) 観覧者数は展示室とプラネタリウムの合計である。

＜生涯学習センター＞		(単位:千円)				
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
収入		465,375	453,386	448,848	437,495	431,233
うち	指定管理費収入	320,049	310,217	310,214	305,500	305,500
	利用料金収入	86,542	87,255	76,394	78,925	74,701
	市民カレッジ受講料等収入	13,825	13,238	14,533	14,579	14,692
	イベント・公演入場料等収入	7,457	6,590	7,119	7,276	5,666
	その他収入	27,656	26,197	31,398	22,075	21,880
	収益事業収入	9,843	9,888	9,188	9,138	8,792
支出		442,012	436,135	442,206	434,120	445,836
うち	事業費支出	407,697	402,430	408,707	402,558	413,781
	管理費支出	27,166	26,200	26,543	24,792	25,332
	収益事業支出	7,148	7,505	6,956	6,768	6,722
収支差額		23,363	17,251	6,641	3,375	▲ 14,602
貸室利用率(%) (注2)		79.4	77.5	76.5	79.2	77.8
市民カレッジ講座実施回数(回)		215	207	225	248	269
市民カレッジ講座受講者数(人)		4,835	4,237	4,438	4,319	4,537
イベント・公演開催回数(回)(注3)		13	20	27	51	61
イベント・公演入場(観覧)者数(人)		19,470	19,658	21,703	28,515	26,299

(注2) 貸室利用率 = 「利用実日数」/「利用可能日数」

(注3) 公演・イベント開催回数は、一般市民向けの「普及啓発事業」「文化振興事業」として開催されたもので入場者数、観覧者数が分かるものを掲載した。

【表3】について
 ※ 金額については千円未満切捨て
 ※ 札幌市には指定管理業務に係る収支決算書が提出されているが、平成21年度以前と平成22年度以降では、当該収支決算書の記載方法が大きく異なるため、年度比較のため、平成22年度以降の収支決算書に準じた次の考え方に従って、各年度収支決算書及び法人決算書をもとに試算したものである。
 ・「一般会計」のうち指定管理外の受託業務である「視聴覚センター管理運営業務」に係る収支を除く。
 ・平成21年度以前は、指定管理事業・自主事業・受託事業の区分がないため、この表では平成22年度以降も区分していない。
 ・収入は、基本財産運用収入及び他会計繰入金収入を除く。
 (平成20年度青少年科学館においては、その他収入から法人税還付分を除いている)
 ・事業費支出及び収益事業支出は、法人税等支出分を除く。
 ・管理費支出は、退職給付支出分を除くとともに、租税公課支出の消費税分など両施設の区分が明確な場合以外の支出については、両施設に均等に配分した。また、寄附金支出については、平成22年度の札幌市出資金一部返還分を除く。
 ・投資活動収支からは固定資産取得支出、財務活動収支からはリース債務支出のみを計上した。

(1) 青少年科学館

【表3】により、施設ごとの収支決算及び事業実績をみると、まず、青少年科学館において、平成21年度以降、利用料金(観覧料)収入が徐々に増加している。これと同時に観覧者数も年々伸びている。

青少年科学館においては中学生以下の観覧料が無料であることを考えれば、利用料収入の増加は、大人の観覧者が増加していることを示すものであり、例えば、プラネタリウム夜間特別投影など大人向けの時間帯、

内容による企画を充実してきたほか、平成22年度における小惑星探査機「はやぶさ」に関する特別展など、大人にも関心の高いテーマを設定した特別展を企画し実施してきたことによるものと考えられる。(特別展等の入場者数は、年度によって変動があるが、これは特別展の人気度を示すものと思われる。)

この点は、本件法人による指定管理業務の成果として評価すべきであり、今後も期待されるところである。

(2) 生涯学習センター

一方、生涯学習センターをみると、平成21年度に利用料金(貸室料、備付備品使用料、駐車料の合計)収入が大きく減少しているが、これは、平成21年度に減少したというよりは、平成19年度及び平成20年度の収入が特に多かったためである(近隣の商業施設オープンに伴う営利企業の採用・研修会場としての割増料金による利用が多かった)。このような特別の事情を除き、貸室利用率の増減状況をあわせ考えると、利用料金収入は伸び悩んでいると思われる。

ただし、生涯学習センターの立地は札幌市の西部に偏り(西区宮の沢)、都心周辺にも同様の施設が多く存在することを考えると、単なる貸室施設としてみれば不利な条件にあり、直ちに劇的な改善を望むことは難しいと思われる。

このため、まずは、主たる指定管理業務であるさっぽろ市民カレッジの講座内容の充実のほか、自主事業として魅力的な公演、イベントなどを実施することによって、生涯学習センターを多くの市民の集う生涯学習の拠点として活性化していくことに重きを置くべきと思われるが、市民向け講座や公演等の実施回数を意欲的に増やしているものの、必ずしも受講者数や入場者数の伸びにつながっておらず、受講料や入場料等の収入も横ばいである。

そこで、生涯学習センターにおいても、青少年科学館でみられたような企画力をさらに発揮することが期待されるとともに、自主事業として講座やイベント等を充実させるとしても、その経費の全てを受講料や入場料等だけでまかなうとすれば、受講料や入場料等が高額になってしまい、かえって参加者を減らすおそれがあることから、その財源をどこに求めるかということも重要な検討課題であり、この点は、所管部としても留意すべきである。(後述5に関連)

4 所管部における本件法人に対する指導調整事務

(1) 本件法人における事業区分

本件法人が行う事業については、平成22年度以降、札幌市に提出する収支決算書及び本件法人の決算書において、次のような事業区分が設けられている。

【指定管理業務】 ※本件法人の決算書では「指定管理事業」としている。

指定管理に係る協定書及び仕様書（以下「協定書等」という。）に実施を定められた業務であり、施設の維持管理、生涯学習センターにおける貸館、青少年科学館における展示に係る業務のほか、協定書等に定められた基準に基づき本件法人が企画・実施する事業が含まれる。

【自主事業】

本件法人が自己の責任と費用により行う事業であり、本件法人独自の企画により実施する事業のほか、協定書等に定められた基準に準じた事業であっても指定管理費ではなく自己財源でまかなわれる場合が含まれる。また、収益事業（自動販売機の設置、生涯学習センターレストラン及び青少年科学館売店の運営）も自主事業に区分されている。

【受託事業】

本件法人が札幌市又は他の団体等から委託を受けて（受託料を得て）行う事業であり、区からの委託による独自企画の講座、教育委員会からの委託による視聴覚センターの管理運営業務などのほか、委託を受けたものではないが視聴覚センターの立場で実施する独自事業は受託事業に位置付けられている。

ア 札幌市に提出する収支決算書

これらの事業区分について、「札幌市に提出する収支決算書」においては、特に指定管理業務の収支、すなわち指定管理費及び利用料金をもって財源に充てることになる業務の内容及びその収支状況は、次期指定管理期間における指定管理者の選定手続きにおいて、申込者が提出する収支計画の妥当性、特に本市が支払うべき指定管理費の金額を判断する資料として極めて重要である。

このため、この収支決算書では、収入及び支出について、指定管理業務、自主事業、受託事業に区分して記載すべきこととされているが、ある特定の事業が事業計画において指定管理業務として位置付けられているにもかかわらず、当該経費の一部を自主事業の支出として計上している事例がみられた。

本件法人の説明では、これは当初の収支計画等において想定されていなかった経費と考え、自己財源でまかなうべきと判断して自主事業の支出として計上したとのことであった。

しかし、このような経費の発生においては、当初の収支計画等がないという理由だけで機械的に自主事業に計上するものではなく、当該経費が指定管理業務を実施するうえで必然的に生じた増加であるならば、指定管理業務の支出として計上されるものと考えられる。

したがって、このような事業区分を設けるのであれば、特に指定管理業務と自主事業の区分については、支出内容がそれぞれ特定の事業の目的の範囲内にあるものかどうかを判断して行うべきであり、所管部においても、その具体的な区分方法について、改めて整理すべきと思われる。

イ 法人としての決算書

さらに、本件法人の決算書（収支計算書）の内容を詳細にみていくと、アの方法とは完全に同じではないものの、同様の区分方法で整理された

と思われるものがみられた。しかしながら、「法人としての決算書」は、アのような区分方法にこだわらず、会計基準等に従い、本件法人の運営上必要な方法で作成すべきものである。

このことについては、本件法人と所管部において改めて確認することが望ましい。

(2) 指定管理業務（生涯学習センター）と受託事業（視聴覚センター）との業務区分

前述のとおり、指定管理業務である生涯学習センター業務と委託契約に基づく受託事業である視聴覚センター業務は、本来別個の業務であるが、生涯学習センター（メディアプラザ）では一般市民向けの視聴覚教材の貸出業務を行っていることから、学校向けの視聴覚教材（機材）貸出等を行う視聴覚センター業務を本件法人が受託することで、例えば人件費が節約される等の効果は認められるところであり、実際、本件法人では、これらの業務を同じ係で行っている。

この両業務の具体的支出内容をみると、人件費の支出においては、業務量に応じて、指定管理事業費から支出される職員と受託事業費から支出される職員を区分するとともに（実務的にはどちらの者も両業務に携わる）、その他の経費についても内容に応じて適切に区分しており、両業務の経費の混同はみられなかった。

しかし、具体的な業務の執行方法については、次に掲げるとおり、本件法人のみならず、所管部及び視聴覚センター業務を担当する教育委員会学校教育部（以下「学校教育部」という。）においても、両業務を適切に区分、整理できていないと思われる事例がみられたことから、所管部及び学校教育部において調整のうえ、指定管理に係る協定又は業務委託契約の内容を整理すべきと思われる。また、次期指定管理期間に係る協定や次期業務委託契約においては、両業務の関係について混乱が生じないよう明文で規定することも検討すべきと思われる。

ア 視聴覚センター機材の貸出業務

(7) アナログビデオ編集装置の貸出業務

平成23年度の視聴覚センター管理運営業務委託契約書及び仕様書によれば、視聴覚センターが「アナログビデオ編集装置」を学校以外に貸し出す場合は使用料を徴収することとされている。当該貸出業務は委託業務であることから、通常であれば、札幌市の収入となる使用料の徴収委託契約が付随するものと思われるが、当該業務委託契約書及び仕様書にその規定がなかった。

このため、本件法人に確認したところ、この「アナログビデオ編集装置」は、生涯学習センターとともに指定管理の対象である教育センター開放施設の備付備品として、教育センター条例及び同施行規則に規定されていることから、これに基づき教育センター開放施設の指定管理者として利用料金を徴収しているとのことであった。

とすれば、この「アナログビデオ編集装置」の貸出業務は、教育センター開放施設の指定管理業務に含まれるものと整理すればよいのであって、あえて視聴覚センター業務の一部とした意味が不明である。（なお、この問題は、平成24年度の視聴覚センター管理運営業務委託契約において当該装置の故障による貸出業務の廃止に伴い解消されたが、次の（イ）の問題につながると思われるため掲げたものである。）

(イ) デジタルビデオ編集装置等の貸出業務

さらに、本件法人は、明らかに指定管理業務に属する（視聴覚センター管理運営業務委託契約では一切触れられていない）「デジタルビデオ編集装置」の貸出業務についても、視聴覚センターの業務実績として札幌市に報告し、本件法人のホームページでも視聴覚センターの貸出業務として表示していたが、これは（ア）に掲げたような状態の影響と思われる。

イ 生涯学習センター施設における視聴覚センター関連事業の実施

さらに両業務の区分が整理されていない事例として、一部の事業について、指定管理業務である生涯学習センターの事業であるのか、業務委託契約に基づく視聴覚センターの事業であるのか明確になっていないものがみられた。

視聴覚センターは、本件法人がその管理運営業務を受託した平成11年4月以前から財団法人札幌市教育文化財団（平成11年4月に財団法人札幌市芸術文化財団に統合）により運営されており、生涯学習センターより長い歴史がある。視聴覚センター業務を継承した本件法人は、それまでの経緯から中学校校内放送コンテストなど共催による3事業について視聴覚センターに関連する事業と理解していたようであるが、札幌市に提出した事業報告（計画）書では、平成23年度以前は生涯学習センターに係る指定管理業務と位置付け、平成24年度は視聴覚センターの関連事業と位置付けており、その取扱いは一定していない。

現在のところ、これらの事業の実施において、本件法人としては人件費以外に特別の経費を支出していないが、これらの事業が生涯学習センターあるいは視聴覚センターのいずれの事業であるべきか、所管部と学校教育部において整理すべきである。また、これらの事業を視聴覚センターの必須の事業と位置付けるのであれば、そのことを業務委託契約に明示するとともに、事業の実施に伴い特別の収入又は支出が生じた場合の取扱いも明確にしておく必要があると思われる。

5 本件法人における内部留保資金等活用計画

先にも触れているが、「札幌市出資団体改革新方針」に基づき平成22年度に策定された内部留保資金等活用計画においては、平成21年度決算をもとに算定された内部留保資金に特定資産である経営安定化積立資産8,498万円

を加えた額である2億2,307万円から当面の退職給付引当資産の積立に必要な額897万円、さらに運転資金に相当する額1,342万円を差し引いた2億67万円を活用し、平成22年度から平成26年度までの5年間で、札幌市出資金の一部返納（に相当する寄附）を行うとともに、市民への利益還元を目的として、指定管理施設の設備・機器やホームページなど事業用ソフトウェアの改修・更新、青少年科学館展示物の制作を行うほか、追加的な市民向け事業等を実施することとしている。

本件法人における内部留保資金等活用計画の内容及びこれに対応すると思われる（収益事業を除く）自主事業の収支（試算）は、次の【表4】のとおりである。ただし、この自主事業収支には当該計画以前から実施されていた自主事業の収支も含まれるため、あくまで参考値であるが、この自主事業における収支差額のマイナス分に相当する額が実質的に内部留保資金等で充てられると思われる。

【表4】内部留保資金等活用計画内容及び自主事業収支（試算）

＜計画金額＞		(単位:千円)				
内 容	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	合計
札幌市出資金一部返納	25,000					25,000
青少年科学館		44,000	15,000	15,000	15,000	89,000
うち 設備・機器等改修・更新		16,000				16,000
展示物制作		15,000	15,000	15,000	15,000	60,000
ホームページ等改修・更新		3,000				3,000
追加的の市民向け事業実施		10,000				10,000
生涯学習センター	7,000	30,428	15,250	16,000	18,000	86,678
うち 設備・機器等改修・更新	7,000	13,800				20,800
ホームページ等改修・更新		6,450	4,250	5,000	7,000	22,700
追加的の市民向け事業実施		10,178	11,000	11,000	11,000	43,178
合 計	32,000	74,428	30,250	31,000	33,000	200,678
出資金返納分を除く合計	7,000	74,428	30,250	31,000	33,000	175,678

参考 ＜自主事業収支(試算)＞ (単位:千円)

科 目	22年度	23年度	24年度
自主事業収入(参加費・入場料等)	5,994	4,778	5,503
自主事業支出	12,136	54,144	36,593
うち 寄附金支出	0	28,045	16,000
固定資産取得支出	0	2,552	0
リース債務支出	0	442	1,326
その他の各支出	12,136	23,104	19,267
自主事業収支差額	▲ 6,141	▲ 49,365	▲ 31,090

※ 千円未満切捨て

※ 自主事業のうち収益事業に係る収支を除く

※ 【表3】と同様の基準で試算（平成24年度は収支予算書に基づき試算）

(1) 青少年科学館休館との関係について

青少年科学館は、平成25年5月7日から平成26年4月下旬まで耐震改修工事のため休館することとなっている。本件法人による現在の指定管理期間は平成22年4月から平成26年3月までであることから、最終年度である平成25年度のほとんどが休館という状況のなかで指定管理業務を実施することになる。

なお、休館中であっても、施設・設備や展示物の維持管理業務など継続すべき業務も多く、また、青少年科学館の観覧は休止となるが、科学教室などの関連事業については、その実施場所を確保のうえ継続するほか、学校等における出前教室の実施や移動プラネタリウムの新規導入など、

本来の業務量に見合う業務内容を確保できるよう、所管部において検討されているところである。

しかしながら、これら検討されている業務内容は、札幌市における予算計上の状況に左右されるものもあり、最終的に決定した事業内容に基づく指定管理費減の可能性など、指定管理者としての本件法人の運営を不安定なものとしていることは否めない。

ア 経営安定化積立資産の活用

前述のとおり、本件法人における内部留保資金等活用計画で活用すべき2億67万円は、特定資産である経営安定化積立資産8,498万円を含むものであるが、この経営安定化積立資産は、そもそも経済変動等に伴う財源の不足、特定の事業目的に必要な経費、運営上やむを得ない理由により生じた経費に充てることを目的として設けられたものである。

当該活用計画は、青少年科学館の休館が決定する以前に策定されたものであるが、本件法人が経営安定化積立資産を設けた趣旨を考慮すれば、ほぼ一年度に及ぶ青少年科学館の休館という事態を踏まえ、今後の状況によっては、この経営安定化積立資産を本件法人自ら休館中の事業を企画・実施し、法人職員の雇用を確保するための財源とすることもできるよう、当該活用計画内容を見直すことも必要ではないかと思われる。

イ 指定管理業務におけるリスク分担

また、青少年科学館の休館において重要と思われるのが、札幌市と指定管理者のリスク分担の問題である。指定管理期間内において想定外の事態が発生した場合のリスク分担については、指定管理に係る協定書に規定されているが、例えば、制度変更や業務内容の増加、不可抗力による事業の中断などについては規定されているが、指定管理施設の「休館」という事態に関する明示の規定は設けられていない。

明示の規定がない場合には、札幌市と指定管理者との協議で定めることになるが、指定管理施設の休館や廃止といった重大な事態におけるリスク分担については、指定管理に係る協定書に具体的に明示し、指定管理者においても事前に理解させておくことが必要ではないかと思われる。

(2) 自主事業実施財源との関係について

【表4】の本件法人における内部留保資金等活用計画の内容をみると、青少年科学館における展示物の制作及び生涯学習センターにおける追加的な市民向け事業等については、平成26年度まで継続的に行われるものとなっている。

このうち生涯学習センターにおける市民向け事業の内容は、コンサートなどのイベント的な事業のほか、主たる指定管理業務のひとつであるさっぽろ市民カレッジの普及啓発を目的とした講演会などが想定されている。

本件法人は、前述(3(1)イ)のとおり、地理的に比較的不利な条件も存在するなか、札幌市における生涯学習の拠点として生涯学習センターの

活性化を図るため、さまざまな事業を展開しているところであり、このような事業は、基本的に本件法人の自主事業で行われている。先にも述べたとおり、自主事業に係る収入は、当該事業の実施に係る経費の全てをまかなえるものではなく、多くは自己財源でまかなわれている。

しかし、当該活用計画で平成26年度までに市民への利益還元等のために支消されるべき2億67万円の内部留保資金等は、平成21年度決算をもとに算定された内部留保資金等のうち本件法人の意思で支消可能な金額のほぼ全てであり、平成27年度開始時点において内部留保資金等は手元にはほとんどない状態となることも想定される。とすれば、本件法人が次期指定管理期間（平成26年度以降）においても生涯学習センターの指定管理者を継続したと仮定した場合、本件法人が平成27年度以降の自主事業の財源をどこに求めるべきか、本件法人及び所管部から明確な説明はなかった。

生涯学習センターの活性化を図るためには、指定管理費による指定管理業務のみならず、自主事業も重要な役割を果たすと考えるならば、平成27年度以降も自主事業を継続するために必要な財源の確保という観点から当該活用計画を再検討することも必要ではないかと思われる。

6 むすび（意見）

本件法人による青少年科学館及び生涯学習センターの指定管理は、特に青少年科学館において、その企画力を発揮することで、収入増にもつながるかたちで観覧者数を伸ばしている。生涯学習センターにおいても、苦心しつつも札幌市における生涯学習の拠点として活性化すべく、指定管理業務のみならず、各種の自主事業を意欲的に実施しており、青少年科学館における成果を考えれば、今後に期待されるところである。

しかしながら、指定管理業務と自主事業の区分、生涯学習センター業務と視聴覚センター業務の区分については、本件法人及び所管部並びに視聴覚センター所管の学校教育部において、過去の経緯も踏まえた整理が必要と思われるほか、青少年科学館の1年間の休館、生涯学習センターにおける自主事業の財源など、本件法人の安定的な運営に関わる問題もみられたところであり、これらの問題について、所管部と本件法人が連携して積極的に取り組んでいくことが望まれる。

今後とも所管部による本件法人の自主性を尊重した適切な指導・調整のもと、本件法人が青少年科学館及び生涯学習センターの指定管理を通じて、札幌市における生涯学習の推進及び科学知識の普及啓発に係る施策の重要な一翼を担い、豊かな生涯学習社会の実現及び創造性豊かな青少年の育成等に寄与し続けることを期待する。

第2 財団法人札幌市生涯学習振興財団に対する出資等に係る監査

監査の範囲 主として平成23年度の事業に係る出納その他の事務（公の施設の管理に係る出納その他の事務を含む。）

監査の期間 平成24年9月5日から同年12月17日まで

監査の結果

財団法人札幌市生涯学習振興財団（以下「本件法人」という。）は、札幌市の地域における生涯学習の普及振興に資する事業を行うとともに、札幌市が設置する生涯学習関連施設の管理運営を行い、もって北海道における生涯学習の推進に寄与することを目的として、平成11年に設立されたものである。札幌市はこの法人に対し、基本財産総額5,000万円のうち2,500万円（出資比率50.0%）を出資している。

また、札幌市は、平成23年度に札幌市生涯学習センター等の公の施設の管理運営等に要する経費として、総額6億6,719万円を支出している。

今回の監査は、上記「監査の範囲」に掲げる事務を対象として、これらの事務が適正に執行されているかどうかについて実施し、監査に当たっては、抽出により関係書類の検査を行うとともに関係職員から説明を聴取した。

監査の結果は次のとおりであるが、一部改善等の措置を要する事項がみられたほか、最後にこの法人の運営に係る包括的意見を付している。

1 現金出納及びその他の事務

(1) 領収書の取扱いについて改善すべきもの

青少年科学館における手書き用の領収書については、あらかじめ年度ごとに連番を付し、年度を分けて使用しているが、年度を越えて使用しているものや、前年度分の残った領収書について無効処理が行われていないものがみられたので、領収書の取扱いを適切に行われたい。

2 公の施設指定管理に係る出納その他の事務

(1) 協定書に基づく指定管理収支決算書を正しく作成すべきもの

指定管理業務における各年度の収支については、各指定管理施設ごとに協定書に基づく収支決算書が提出されており、業務及び事業内容により指定管理業務、自主事業、受託事業に区分され、さらにそれぞれについて管理費と事業費に区分して報告すべきものとなっている。

当該収支決算書は指定管理業務の事業報告書として作成・提出されるものであるが、記載内容について下記のような事例がみられた。収支決算書の作成にあたっては、その内容を精査し、事業報告書として正しく作成されたい。

ア 収支決算書の管理費については、法人の決算書における「管理費支出」をそれぞれの業務及び事業内容の業務量に応じて配分し、報告書に記載すべきであるが、自主事業については、その一部である収益事業に係る管理費しか報告されておらず、その他の自主事業に係る管理費は報告されていない。また、受託事業については管理費の報告がない。

イ 平成22年度分収支決算書において、札幌市出資金の一部返納に相当する寄附金支出が、指定管理業務に係る費用として報告されている。この寄附金支出は、札幌市の「出資団体改革新方針」に基づく出資団体としての支出であり、指定管理業務の実施に関連した費用とはいえない。

ウ 収益事業等に係る行政財産目的外使用料について、各指定管理施設ごとに違う科目で報告されており、記載方法の統一性を欠いている。

(以上生涯学習センター、青少年科学館)

エ 自主事業として開催された企画展の事業費の一部が、指定管理費用として報告されている。(青少年科学館)

意見

本件法人による青少年科学館及び生涯学習センターの指定管理は、特に青少年科学館において、その企画力を発揮することで、収入増にもつながるかたちで観覧者数を伸ばしている。生涯学習センターにおいても、苦心しつつも札幌市における生涯学習の拠点として活性化すべく、指定管理業務のみならず、各種の自主事業を意欲的に実施しており、青少年科学館における成果を考えれば、今後に期待される場所である。

しかしながら、指定管理業務と自主事業の区分、生涯学習センター業務と視聴覚センター業務の区分については、本件法人及び本件法人の所管部である教育委員会生涯学習部（以下「所管部」という。）並びに視聴覚センターを所管する教育委員会学校教育部において、過去の経緯も踏まえた整理が必要と思われるほか、青少年科学館の1年間の休館、生涯学習センターにおける自主事業の財源など、本件法人の安定的な運営に関わる問題もみられたところであり、これらの問題について、所管部と本件法人が連携して積極的に取り組んでいくことが望まれる。

今後とも所管部による本件法人の自主性を尊重した適切な指導・調整のもと、本件法人が青少年科学館及び生涯学習センターの指定管理を通じて、札幌市における生涯学習の推進及び科学知識の普及啓発に係る施策の重要な一翼を担い、豊かな生涯学習社会の実現及び創造性豊かな青少年の育成等に寄与し続けることを期待する。

参 考

財団法人札幌市生涯学習振興財団（出資団体、公の施設指定管理者）の概要

この法人は、札幌市の地域における生涯学習の普及振興に資する事業を行うとともに、札幌市が設置する生涯学習関連施設の管理運営を行い、もって北海道における生涯学習の推進に寄与することを目的として、平成11年に設立されたものである。

札幌市は、この法人の基本財産総額5,000万円のうち2,500万円を出資するとともに、公の施設である札幌市青少年科学館及び札幌市生涯学習センターの管理運営を行わせており、平成23年度は、その管理に要する経費として総額6億6,719万円を支出している。

第1表 平成23年度事業収支の状況及び財政状態

		(単位 千円)	
区 分	項 目	金 額	
事業収支 の状況	収 入 A	905,389	
	(うち札幌市からの委託料)	(45,720)	
	(うち札幌市からの公の施設の指定管理費)	(667,196)	
	(うち公の施設の利用料金)	(146,809)	
	支 出 B	929,002	
	当期収支差額 C=A-B	△ 23,613	
	前期繰越収支差額 D	127,671	
	次期繰越収支差額 E=C+D	104,057	
財政状態 (平成24年3月31日現在)	流 動 資 産 F	189,163	
	固 定 資 産 G	159,085	
	資 産 合 計 H=F+G	348,249	
	流 動 負 債 I	86,284	
	固 定 負 債 J	16,467	
	負 債 合 計 K=I+J	102,751	
	正 味 財 産 L=H-K	245,497	
	負債・正味財産合計 M=K+L	348,249	

(注) 本表は、収支計算書及び貸借対照表により作成している。なお、千円未満は切捨てしている。

第2表 平成23年度の管理費用等の内容

(単位 円)			
公の施設名	管理費用の額	利用料金収入額	所管部局
札幌市生涯学習センター	305,500,000	74,701,316	教育委員会
札幌市青少年科学館	361,696,000	72,108,350	生涯学習部
合 計	667,196,000	146,809,666	

(注) 指定管理期間は平成22年度から平成25年度までである。